



3人の議員から一般質問があり、町長、教育長の考えを問いました。

介護保険制度改正に伴う町の対応は

大野 一 男 議員



質問

国は、増加し続ける介護給付費の抑制を図るべく、さらなる制度の見直しへ大きく方向転換の方針を示しています。

① 介護保険の要支援1、2と認定された方向けのサービスを段階的に市町村に移管し、事業運営を市町村の裁量に任せ、地域支援事業の枠組の中で地域住民の取り組みによりサービスが提供できるよう、介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実を図る方針を示しています。町の対応についてお伺いします。

② 特別養護老人ホームへの入所基準を新規の入所者は、要介護3から5に認定された

方に限定する厳しい見直し案を検討するとしています。

このことにより、要介護1、2の方を町としてどのようにサポートしていくのかお伺いします。

③ 要介護度の低い方を施設介護から在宅介護へと流れを促すことは地域包括ケアシステム構築のプロセスと関係があると考えます。町長の所見をお伺いします。

高齢者の生活支援体制の構築を進める

答弁 町長

① 国は、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度の改正を進めています。せきたな町も地域包括ケアシステムの構築等を盛り込み、地域の実情に即したサービス提供体制の一層の

充実を図ります。

地域支援事業として、生活支援、介護サービスの基盤整備事業を進め、これを活用して、地域の方々と相談しながらボランティア等、様々な団体と情報共有及び連携を図り、元気な高齢者や地域住民が担い手となる仕組みを構築します。

② 要介護1、2の方が施設に申し込みできなくなった場合の不安については、安心してもらえるよう相談を受けるとともに、民間の居宅介護支援事業所、その他の関係機関や地域の方々と連携を図り対応します。

自宅で生活を続けるためには、行政のみならず家族や地域の方の支援が必要と考えます。昨年、住民参加型高齢者生活支援等推進事業で地域の方々と確認をした公助、共助、自助の理念の下、地域で暮らす高齢者の生活支援体制の構築を進めていきます。

③ 地域包括ケアシステムの構築については、住民が住み慣れた地域で安心して在宅生

活を維持するための体制作りが課題です。具体的には、在宅生活を維持できる住まいの確保、配食や買い物等の生活支援サービスの提供、さらに在宅医療や介護サービスの充実を図ることが重要です。

せきたな町は、住民同士のつながりや助け合いの精神が強く根付いています。地域包括ケアシステムの実現には共助の役割が大変重要です。地域の方には、実際に行っている近所の見守りや声掛けを広げ、高齢者が在宅で生活する上で必要なことについて話し合いを深め取り組みます。

在宅生活を維持するために必要な高齢者向け住宅の確保や、地域で安心して過ごせる医療と介護の体制作り等について検討します。

再質問

介護費用の削減、抑制が大きな背景にあり、町村ができるサービスは町村の財源に基づき決まるということに心配があります。本当に、全国一律の体系で行われている介護

サービスの質、量ともに水準を維持できるのか、また地域に本当に多くの人材を確保できるのかという不安も出てきます。

町の姿勢として、まず財源を確保し、しっかりとしたプログラム・制度設計を作り、地域ボランティア、NPO法人の活力を活用する等の方策を実行したとしても、現在と遜色のない事業が進められるような体制作りを是非お願いします。

財源の確保、施策の展開について町長の意向をお聞きします。



大成区で行われた介護予防教室の様子

第6期の介護保険料の改定については、できる限り負担を軽減する方向で検討をお願いします。

高齢者が安心して暮らせる環境を整える

再答弁 町長

今回の改正の目指すところは、介護保険料負担の増大の抑制にあります。そのために国が今までやってきたことを、地域が支える体制をどう作っていくかというところが今回のポイントと思います。

町としても、生活支援、介護予防サービスの基盤整備事業のための補正予算をお願いしています。これは地域包括支援センターに研修を受けたコーディネーターを配置して、要支援者等の買い物支援、自宅のゴミ出し等の具体的なニーズ把握や、地域に不足する支援の創出を行い、元気な高齢者や地域住民が担い手となる仕組みを作ることで高齢者が安心して生活できるようにと考えているところで

あり、この事業は渡島檜山管内では、せたな町のみが実施していると聞いています。

今後の動向を確認しながら、しっかりと実施したいと思っています。

介護保険料と介護サービスは非常に密接な関係があり、サービスを拡大すると保険料

せたな町の芸術・文化の振興は

内田 尊之 議員

が上がリ、財源が必要になることを考えると町民の皆様負担をどこまで許してもらえるか考えたいうえで、バランスを取りながら、サービスを維持できるように検討します。

高齢者の皆さんに安心してこの地域で暮らしていただける環境を整えていきます。



質問

せたな町は来年合併10周年の節目を迎えます。合併町としての歴史は浅いですが、旧町においては永い歴史と文化があり、我々にはその歴史で育まれた芸術・文化を後世に継承していかなければならない責務があると思います。その所

管である教育委員会は、昨年の4月から企画総務課と生涯学習課が統合し、限られた人員で多岐にわたる業務を分掌しなくてはならなくなりました。

このような状況下では特色ある教育を展開しようにも人員的に厳しい環境であると思います。私は、社会教育主事や学芸員等、専門知識を持った職員配置が必要だと考えますが、教育長はどのような見解をお持ちなのか、次の2点について質問いたします。

- ① 町の芸術・文化の振興についての見解と施策について
- ② 専門職の配置と教育委員会事務局の組織体制について

芸術・文化の振興を教育推進計画の大きな柱として検討する

答弁 教育長

町内には歴史や文化遺産などが数多くあることから、町民の大切な財産としてこれらの保存と活用は極めて重要であると思っています。教育委員会といたしましても議員同様の考えですので、これからも積極的に推進していかなければならないと認識しています。

① 施策といたしましては、町民の文化活動への積極的な参加や自主活動を促進すると共に、優れた芸術・文化の学習機会や発表の場の提供、文化財の保護、保存に努めてまいります。また、来年度は合併10周年を迎えますが、現行のせたな町教育推進計画が本年度末で終了し、平成27年度

から五カ年の新たな計画を策定しますので、芸術・文化の振興を大きな柱として検討してまいりたいと考えています。

② 専門職員の配置と教育委員会事務局の組織体制についてですが、教育行政は専門的な知識や資格、経験を要する事務事業が広範囲にわたります。学校教育における指導系の専門職員をはじめ、学芸員、図書館司書、社会教育主事、海洋スポーツ指導員等の配置



と育成は、教育委員会として必要な推進体制整備のひとつであると考えていますので今後検討してまいります。

また、教育委員会の組織体制でありませんが、三区でこれまで実施している現行の事務事業を継続して実施していくことが難しい状況となる事が推測されますので、事務事業の見直しにあわせた組織体制を構築してまいりたいと考えています。

再質問

① 教育長は、芸術・文化の保護、保存の重要性和積極的な推進を考えているというところですが、現在保管されている各区の資料館をみると展示というより、ただ置いてあるという認識にしか思えません。次世代の子供たちに町の歴史を正確に伝えるという観点から言っても工夫が必要ではないでしょうか。教育長は芸術・文化の源である歴史という認識をどのように持たれているのか。また、具体的に歴史・文化をどのように整理し

後世に継承しようと考えているのか伺います。

② 教育委員会の事務分掌は60項目にわたり、少ない職員で複数の係を兼務している状態にあります。また、所管にはマリンスポーツを通じて子供たちに体験学習を行うB&G海洋センターがありますが、ここも所長、副所長が共に業務になっていきます。私は、現場において有資格者の専任が必要だと思えますし、相応の人員を配置して安全には万全を尽くさなければならぬと考えます。教育長は、事務事業の見直しに併せて組織体制を見直すと言われましたが、教育行政のトップとしてどのようにして組織改革に努めていくのか。

有資格者の確保や事業のあり方について内部で検討していく

再答弁 教育長

① 町の芸術・文化は、先人のたゆまぬ努力によって傳承されてきたのだという考えを

持つており、時代が変わっても後世に伝えていかなければならないと考えています。また各区の文化財や資料館ですが、確かに展示物が少ないと

か入れ替えがないという状況であります。これから、生涯学習センターの構想もありますので、その際には入れ替えや展示の工夫をしたいと考えています。

② 組織体制ですが、今年度と来年度にかけて職員が大量

に退職します。教育委員会としても事務事業を見直し事務量に見合った組織の再編整備を進めてまいります。

また、海洋センターにつきましては、今年度、新たに一名採用し、B&Gアドバンストインストラクターを育成していきます。

今後有資格者の確保や事業のあり方について内部で検討したいと考えています。

せたな町住宅リフォーム助成金の評価と課題は



本多 浩 議員

生まれたことについては大きな価値があったと評価しています。

そこで、町の自己評価についてお伺いします。

質問
① せたな町住宅助成の実績については、2年間で事業総額5億円を超え、経済効果が

② この住宅リフォーム助成事業は町内の工事業者に限定されていますが、資材、建材等の購入先については町内業者に限定されていません。結

果的に、助成金による経済効果及びお金の一部が町外に流出していると推察されます。せっかくの町の助成事業による効果ですから多くの町民、町内業者に恩恵が最大に行き渡ることが望ましいと考えます。

町として工事の参入業者に対し資材、建材等の購入先を町内業者に限定するよう指導、助言、要望することが必要ではないか。

以上2点について町長の所見をお伺いいたします。

**地域経済活性化に
相当な効果をもたらし
高く評価できる**

答弁 町長

① 町では、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備、町内の住宅関連産業の振興と雇用の促進、地域経済の活性化に寄与するため平成24年度に住宅リフォーム助成事業を開始し、平成24年度は178件、補助対象事業費総額が2億199万円、平成25年度は

238件、総額3億1445万円、2年間合わせて416件、総額で5億1644万円、助成金の総額は6458万円と多くの町民に活用していただいたと思っています。さらに建設業界からは、リフォームの施工依頼が多数あり、これからも需要が見込まれるため事業を延長してほしいとの強い要望があったことから、本年度も事業を継続することとしました。

こうしたことから、事業の目的としている町内の住宅関連事業の振興、雇用の安定確保などに相当な効果をもたらしており、高く評価できるものと思っています。

また、今金町や上ノ国町など同様のリフォーム制度が開始されるといった近隣自治体への波及効果もあります。

せたな町に住んで良かったと思っています。町づくりの推進につながる考えます。② 資材、建材などの購入先も町内業者に限定できないかとの質問ですが、一般企業に対して購入仕入れ先を限定す

ることは、自由な企業活動を制限することになり、出来ないうような状況です。しかし、町内業者の振興なくして、町の経済活性化、発展はありませんので、工事資材等の購入先については、できる限り町内業者としてもらえるように引き続き建設協会に申し入れを行いたいと思います。

町内の工事資材業者へも、建設業者に対して積極的な営業努力も併せてお願いしなければならぬと考えています。



住宅リフォーム助成を利用している住宅

再質問

リフォーム事業も3年目を迎えますが、過去2年間の施工内容から見て同様な業者の工事参入が予想されません。今まで以上の業者の参加を可能にするためにも、要綱の見直しや解釈の拡大等によって有効策を講じる必要があると考えます。また、違った観点からリフォームに携わる工事業者には建築部門だけではなく、土工、車両といった部門もあります。そのような点も要綱によって考慮されるなら事業効果が上がります。さらなる経済波及効果が期待できるのではないかと。町には、ぜひこの点を努力して頂きたいと思っています。

十分検討して結論を出す

再答弁 町長

この事業の業者別の施工を見ると、39社とほとんどの業者が係っています。

住宅リフォームに限定をしたため、土木等については対

象外となっていますが、リフォームに伴う土木については、どれぐらいの効果を得られるか、十分検討して結論を出さなければならないと思います。

住宅リフォームについては今年が最終年度ですので、この次にこういった事業を行う際には、土木についても考えていくということもやぶさかではないと思っています。

ただ現状としては、なかなか整理するのが難しいと感じていますので、これから勉強したいと思っています。

議会の様子を放映

定例会・臨時会の様子を
本庁、瀬棚総合支所では1階ロビー
大成総合支所では2階会議室で
テレビ放映しています。